

株式会社さくらんぼ

令和 7 年度事業所安全計画【事業所名：児童デイサービスさくらんぼ、さくらんぼ、さくらんぼはうす、スマイルさくらんぼ】

◎安全点検

(1)施設・設備・園外環境(散歩コースや緊急避難先等)安全点検

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
重点点検箇所	・施設駐車場、門、内扉 ・施設内避難経路確認	・園外活動時の公園遊具 の安全確認 ・車両安全装置動作確認	・プール使用時の排水 路確認(つまり等) ・エアコン点検	・災害時備品の期限確 認 ・午睡時安全確認	・豪雨時の浸水対策確 認	・防火設備点検(消火 器・火災報知機等)
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
重点点検箇所	・暖房器具点検	・車両冬タイヤ履き替 え	・路面凍結時及び降雪 時の対策確認	・避難場所への避難経 路確認	・救急時対応確認 (119 番通報時等)	・散歩コース安全確認

(2)マニュアルの策定・共有

分野	策定期間	見直し(再点検) 予定時期	掲示・管理場所
重大事故マニュアル	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	掲示：活動室 管理：事務室
□午睡(高野のみ)	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	
□食事	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	
□プール・水遊び	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	
□園外活動	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	
□送迎	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	
災害時マニュアル(別途：赤いファイル)	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	保管、管理：活動室
119 番対応マニュアル	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	掲示：活動室 管理：事務室
救急時対応マニュアル	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	
不審者対応マニュアル	令和 6 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1)児童への安全指導(事業所での生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等)

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
乳児・1歳以上 3歳未満児 (高野のみ)	- 遊具遊びや散歩時の事故防止 - 交通安全教室	- 熱中症対策 - プール遊び時の事故防止	暖房器具における事故防止	- 暖房器具における事故防止 - 凍結等による事故防止
3歳以上～就学児	- 遊具遊びや散歩時の事故防止 - 交通安全教室	- 熱中症対策 - プール遊び時の事故防止	暖房器具における事故防止	- 暖房器具における事故防止 - 凍結等による事故防止

※交通安全や外出時の安全確保については、公共施設の利用等を通して通年指導を行うものとする。

(2)保護者への説明・共有

4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
- 安全計画及び安全に関する取り組みの内容について、玄関ホールに掲示して周知を図る。 - 取り組み内容については随時施設だよりなども活用して周知を図る。 - 上記(1)の児童への安全指導については、ご家庭でも指導にご協力いただけるよう、保護者が閲覧できる活動室に毎月掲示し、周知・依頼を図る。	- 安全計画及び安全に関する取り組みの内容について、玄関ホールに掲示して周知を図る。 - 取り組み内容については随時施設だよりなども活用して周知を図る。夏季休暇時の注意についてもおたよりを活用して周知を図る。 - 上記(1)の児童への安全指導については、ご家庭でも指導にご協力いただけるよう、保護者が閲覧できる活動室に毎月掲示し、周知・依頼を図る。	- 安全計画及び安全に関する取り組みの内容について、玄関ホールに掲示して周知を図る。 - 取り組み内容については随時施設だよりなども活用して周知を図る。 - 上記(1)の児童への安全指導については、ご家庭でも指導にご協力いただけるよう、保護者が閲覧できる活動室に毎月掲示し、周知・依頼を図る。	- 安全計画及び安全に関する取り組みの内容について、玄関ホールに掲示して周知を図る。 - 取り組み内容については随時施設だよりなども活用して周知を図る。 - 上記(1)の児童への安全指導については、ご家庭でも指導にご協力いただけるよう、保護者が閲覧できる活動室に毎月掲示し、周知・依頼を図る。

◎訓練・研修

(1)訓練のテーマ、取り組み

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
避難訓練等	・避難訓練	・避難訓練	・避難訓練	・避難訓練	・避難訓練	・避難訓練
その他	・送迎車両における見 落としの防止 ・安全装置動作確認					
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
避難訓練等	・避難訓練	・避難訓練	・避難訓練	・避難訓練	・避難訓練	・避難訓練
その他	・119 番通報対応	・送迎車両における見 落としの防止 ・安全装置動作確認				

※「避難訓練」…設備運営基準第 6 条第 2 項の規定に基づき、毎月 1 回以上実施する避難及び消火に対する訓練。

(2)職員への研修・講習

4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	1 月～3 月
・【施設内】人数の点呼確認の訓練	【施設内】プール、水遊びにおける安全 確保についての確認	【施設内】暖房器具における危険性・安 全確保の確認	【施設内】路面凍結時の安全確保

(3)行政等が実施する訓練・講習スケジュール

--

◎再発防止策の徹底(ヒヤリ・ハット事例の収集、分析及び対策とその共有の方法等)

- ・ヒヤリハット事例についてミーティングで共有し、再発防止策について検討する。

◎その他の安全確保に向けた取り組み

- ・利用予定の児童が来所せず、欠席の連絡がない場合、平日は学校又は幼稚園・保育園迎え時に、休日は午前 9：30(午後からの利用時は 14：00)までに、保護者に出欠の確認を行う。
- ・児童が欠席する場合、必ず事業所に連絡をしていただけるよう保護者に依頼する。